

1970年代における高齢者教育事業論の展開

伊藤 真木子*

The Argument on Educational Services for the Elderly in 1970s' Japan

Makiko ITOH

Many local governments have taken steps to support the elderly's learning activities broadly in line with the policy of the central government since 1970s. But today, it is often pointed out that they have been all makeshift and issueless campaigns. And now, we have only the vaguest idea of the argument in support of educational policy for the elderly.

From some official bulletins and other publicity matters, this article reviews the varying view points and some of the major issues which have driven and outlined the central government's strategy during 1970s.

目次

- I はじめに
- II 「老年世代」をめぐる議論の提起
 - A 「役割取得」のための教育・学習
 - B 余暇の「善用」と教育・学習
 - C 老年像をめぐって
 - D 「運動」と「学習」
- III 「老人対策事業」をめぐる議論への展開
 - A 対老人施策の開始と高齢者教室の運営論
 - B 対老人施策の変化と高齢者人材活用論
- IV おわりに

I はじめに

本論は、主として1970年代の社会教育施策としての高齢者教育事業を、意義づけ推進する役割を担ってきた論者に着目し、その議論の背景および広がりとを記述しようとするものである。

日本社会教育学会は1988年、副題を「社会教育研究30年の成果と課題」とする『現代社会教育の創造』を刊行した。このなかで“高齢者の社会教育の実践と研究”についてまとめた大橋謙策は、いくつかの固有名詞の“実践”を評価する一方で、“研究体制がすすんでいるとは

いえない”(p.410-417.)状況を説明した。その後1996年、国立教育研究所は『高齢化社会に対応した生涯学習の政策・プログラムの開発に関する総合的研究』をまとめるが、これに関わった池田秀男も、“高齢者の教育・学習へのアプローチを統一的に基礎づける理論体系や統合的な実践組織も、全体としては確立されないまま今日に至っている。”との認識を示している。

しかし一方で、1960年代半ば以降今日に至るまでずっと、国の施策は、高齢者教育事業を奨励・推進し続けてきた。その間、事業内容の組替えや再編、拡充を促すそれなりの論拠があり、何らかの視点をもって評価される事例もあったことは確かなのである。本論では、そうした論拠や視点が、ひとつの争点をめぐる議論を呼びそれなりの研究枠組みを形成していくのではなく、その時々で異なる問題関心を内包しながら何らの争点を見出すこともなく展開する過程を明らかにすることになる。

高齢者の教育・学習に関する研究体制や理論体系、実践組織に固有の領域がありうるのかどうかはまた別に問われるべきことといえようが、高齢者の学習活動およびそれへの支援は、社会教育の領域からの視野が及ぶ範囲を越えて、多様であります。それらとの関連が従来にもまして意識されなければならない状況にあるなか、高齢者教育事業の意義を誰が共有し得るのか、議論の広がりに目を向けることは重要なことといえよう。

*生涯教育計画コース 博士課程2年

どこでいつ誰が発した議論を辿るのかを予め限定する必要があるが、本論では、まずは（財）日本社会教育連合会編『社会教育』誌の高齢者の教育・学習を主題とする特集号に掲載された論文と論者に注目する。社会教育課長の努力目標として“雑誌「社会教育」等を利用して、国の社会教育行政に関する施策の周知徹底を図ること。”²⁾が掲げられたのは1971年のことであり、誌上での議論は行政施策を推進する一定以上の役割を果たしていると考えられる。編者や時代によって雑誌の性格や質は変わるものだが、1970年代を通じてみる限りは、そうした機能を保っていたと考えてよいだろう。

II 「老人世代」をめぐる議論の提起

『社会教育』が高齢者の教育・学習を主題とした特集を組むのは、老人福祉法が制定された1963年（8月号・特集「老人の教育」）がはじめてのことである。誌上には、法の制定に尽力してきた厚生行政関係者や老人クラブの指導者らの論文が掲載され、法の運営理念の周知が図られた。

ついで、国民生活審議会老人問題小委員会の意見書「深刻化するこれからの老人問題」が出された1968年にも特集が組まれる（9月号・特集「日本の老人問題」）。この意見書は、老人福祉法の制定の後も“殆ど誰も老人問題を真正面から受けとめていない”³⁾状況を指摘し、一部の高齢者が抱える解決困難な福祉問題ではなく、大多数の高齢者が直面し得る生活問題について論じ、厚生行政のみならず労働行政、文部行政など広範囲な観点からの行政施策の必要性を訴えたが、小委員会の委員として意見書の原案作成に深く関わった那須宗一の論文が掲載された。

個々の老人をひとつの「世代」としてとらえる考え方を日本ではじめて著し、一部の老人の福祉問題ではなく、大多数の老人の生活問題に焦点をあてたのはこの那須⁴⁾であるが、那須のあとを受けて様々に議論された「老人世代論」をひとつの理論領域として体系化したのは副田義也⁵⁾であったといってよいだろう。

1971年の社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」は、高齢者を、成人の中でも特別な配慮を有する存在として位置づける。そしてこの年に出された特集号（9月号・特集「高齢者をめぐる諸問題」）には、当時各地の老人学級や老人クラブに調査者あるいは講師として関わり、国立社会教育研修所での高齢者教育に関する教材開発研究や研修講義などを主導する立場にあった、副田の論文が掲載された。

高齢者教育事業を推進するための自覚的な議論の必要性を提起し、初発の議論の枠組みを提示したのは、那須

や副田など、「老人世代」の生活・文化を支え、より豊かなものにする老人福祉の方途を論する人々だといえるのだろう。

A 「役割取得」のための教育・学習

那須は早くから、敗戦後の社会的・制度的変革によつてもたらされた「家族問題」を調査分析していたが、そのなかで、特に老年期の生活空間が必然的に家庭内に絞られていく点に着目し、“老親の役割構造”⁶⁾を論究してきた。その経緯から、“子ども夫婦や孫と同居する三世代家族の老人の役割からみて、耐久消費財の操作技術や孫のしつけ教育のあり方など、老人の社会教育の必要性が望まれ”⁷⁾る、と説き、また、“老人の社会教育は、地域社会でなにほどかの社会的活動や役割をもつことが、家庭内の疎外感を解消し、老人自身の家庭内の役割を再評価するという相乗作用を前提においている。”⁸⁾ことを論じた。

副田もやはり、老人の生活空間として重要な意味をもつ家庭に着目し、家庭内の役割をめぐって教育の必要性を説いてきた経緯がある。副田の場合には、“性的・経済的機能は夫婦を中心に充足され、教育的機能は親と子供を中心に充足される、という近代家族の関係性において、老人の地位が低いものとなり、時には孤立化し、排出される傾向を避けることはできないのであり”，“家族内においてかつて自己の祖父母・父母が担っていた程度の地位や役割の取得”に向けられる老人の欲求は、教育・訓練によって消去されるべき、と論じられた⁹⁾。

けれども、生活空間のうち「家庭」に着眼し、家庭内の役割との関連で高齢者をとらえる議論は、核家族化の進行とともににより精緻な議論が要され、また、「地域社会」に着眼し、そこで行われる様々な営みとの関連で高齢者と教育・学習とを意義づけたい社会教育の観点からは、より積極的な立論が要されたといえよう。

那須は、個々の老人がそれぞれの家庭内において如何に役割を取得するかという観点ではなく、「老年世代」として如何なる社会的役割が考えられるかについても言及し、今日でもなお援用される社会老年学の理論枠組み、“引退理論”と“社会的統合理論”とを紹介した¹⁰⁾。副田もまた、今日なお援用されるR.J. ハヴィガーストの理論枠組みを紹介しながら、老化に伴い“強化される可能性のある役割”として“市民としての社会的活動の役割、友人や隣人の役割”¹¹⁾を挙げ、その資質・能力を強化する有効な手段の一つとして老年期における集団学習の意義に言及するのである。

B 余暇の「善用」と教育・学習

1971年の社会教育審議会答申が“老齢化現象は、家庭婦人や老人にとって、長期の余暇、老後の過ごし方の問題をもたらしている。余暇を人生のためにいかに有効に利用するかは、今後のひとびとにとって大きな問題である。”と述べ、副田が“老年世代を論じるさい、その余暇時間のながさに着目するところからはじめる例は少なくない。それは、余暇消費のありかたについての提言をともなうことが普通である。”¹²⁾と述べたように、生活空間としての家庭や社会との関連で高齢者をとらえ、そこでの役割取得に関わる教育・学習の意義を論じるのとは別に、生活時間としての余暇との関連で高齢者をとらえ、余暇の「善用」に関わる教育・学習の意義を論じるものもあった。

老年世代を指して「新しい余暇階級」の語を充てたのは大道安次郎であるが、大道は、老人の“余暇時間の使い方の拙さ”を指摘し、その原因として、経済的余裕がない、場所がないなどの社会制度的な条件に加えて、家族中心的であり労働志向的であるという老人自身のパーソナリティを問題にした¹³⁾。この「新しい余暇階級」という語と、高齢者の余暇時間の使い方、その「質」を問う論の立て方は、その後の社会教育関係者の議論でも度々援用されることとなる。

とりわけテレビ・ラジオ他放送利用の教育・学習が注目された時期もあり¹⁴⁾、老人の余暇時間の多くが家庭でのテレビ・ラジオの視聴に費やされる、との種々の調査結果に着目し、テレビ・ラジオを老人にとって重要な学習資源・学習方法であると位置づけ、その有効利用の方途を述べたり、あるいはまた、その「受動的」な余暇のあり方を問題にし、“余暇を有意義に、創造的、建設的に過ごし得る能力を、社会教育においてはぐくんでゆくことの重要性”が論じられたのである¹⁵⁾。

社会教育の観点からの「余暇論」の殆どが、“近代社会における労働と余暇の関係を正しく設定しなおす論理”¹⁶⁾であったことからすれば、必ずしも労働に対置されない、老人にとっての「余暇」が考えられるようになったことは、大きな意味があったといえよう。

なお、那須や副田の場合でも、老人の役割を論ずるのとはまた別に、老人が余暇を如何に過ごすか、を論じた文章は多い。役割との関連から論じられる場合は、老人の学習は、その役割取得のために「必要不可欠」として位置づけられ、社会教育の観点からの働きかけの必要性が説かれるが、余暇との関連で論じられる場合は、余暇を過ごす「一つのかたち」として老人の学習を位置づけるが、余暇の過ごし方は本来自由であるとする立場にあって、他からの働きかけの必要性は積極的には説かれ

ていない。¹⁷⁾

C 老年像をめぐって

以上のように生活空間や生活時間から規定された「老年世代」に、疾病の有無、職歴、居住形態、性などといった要素を組み込めば、様々な高齢者がとらえられるのは事実である。1970年頃は物価の上昇、公害問題の深刻化などが問題となり、都市と農村、大企業と中小企業、男性と女性など、それぞれの境遇に生きる人々にとって、「余暇」の意味やその過ごし方には、「格差」があった。そしてそうした「格差」を重くみる立場からは、先述の1971年の社会教育審議会答申に対しても、次のような批判が示されている。

“老後を人生の充実のために有効に利用することは、一般論として首肯しても、日本の老後の問題は、それ以前の問題—老後の生活安定一にまだまだ比重がかかっており、……。つまり中間報告の「急激な社会変化」を見る立場は、年来の経済的・社会的変動の中で、底辺層に集中的にあらわれている国民生活の悪化と破壊に目をおおって、極めて悲観的に見られるべき国民生活の現実を、甚だ楽観的に描く、という立場”¹⁸⁾

一方でまた、1972年に世界成人教育会議が東京で開催され、会議の場で各国の代表者が“くりかえし、教育に恵まれない人々を参加させることの必要性を強調”¹⁹⁾するなかで、答申内容を尊重する立場にある日本の代表者からも、高齢者を“世間から見忘れられた”存在として位置づけ、“高齢者のための暖かい敬愛の念をもった広い意味の教育の機会が与えられる必要が痛感される”²⁰⁾との見解が述べられる。

それらの経済的側面から説明される社会事象のなかに高齢者を位置づけたり、高齢者に対する消極的なイメージを前提する議論が、高齢者の教育・学習を積極的に意義づける議論とは位相を異にすることを、副田は以下のように批判的に論じる。

“批判科学的な手法で老人問題を論じなれてきた研究者たちの多くは、さきほどの、平均的生活水準かそれ以上のものを自らの生活に実現しながら、心身ともに健康である老人がいるという想定自体に、感情的抵抗をおぼえるであろう。…そのような老人について論議をするよりも、老人問題の深刻さ、老齢保障の貧弱さを論議することのほうが、優先順位がたかい。また、前者の論議が後者から社会的関心をそらすのではないか、などが、かれらの常套句である。”²¹⁾

そして当時の社会教育の領域における高齢者教育の位置づけを、以下のようにまとめている。

“六〇年代のわが国において成人教育は概していえば

停滞、不振の状態にあった。…そのうちで、とくに有望視されたのが、高齢者教育と放送利用の社会教育であった。前者は、増大していく新しい対象集団の発見であり、後者は、停滞、不振の原因をいわば逆手にとって利用しようとする工夫である。それらは、社会教育関係者にとって、危機の打開路であった。また、反発としては、生涯教育を生涯にわたって教育的管理をうけることみなしてのものが多くみられた。とくに高齢者教育は、その種の管理の極限的完成とみなされた。…これに対しては、教育を国民の学習権を実現するための方法としてとらえ、その観点から生涯教育を考えてゆくべきだという対抗意見が提示された。²²⁾

社会教育研究の課題や展望などを伝える『月刊社会教育』誌において、はじめて高齢者の学習・教育を主題とする特集が組まれるのは1970年（10月号・特集「現代の老人問題」）のことであるが、特集論文が次のように述べられたことからは、副田のいうような当時の状況をうかがい知ることができよう。

“考えてみれば社会教育も落ちぶれたものである。まずのっけから子どもは学校にとられ、……辿りたどって行きついたのが老人とでもいうのであろうか。……折もよし近頃お偉いお方や学者先生などは、なにかというと必ず一言、生涯教育などとおっしゃるようになり、今朝もテレビのビジョン討論会とやらで「零歳から老境まで（生涯教育特集）」なる番組をもっておったし、ようやく機も熟したようである。”²³⁾

D 「運動」と「学習」

しかし、当時の社会教育研究における高齢者教育の位置づけについては、1960年代を通じてみられた様々な担い手による社会運動と、運動の過程にある学習・教育の側面とが注目されていた経緯からも、言及されなければならないだろう。なかでも、老親を扶養する立場に置かれた現在の窮状の改善と、将来の自分自身の生活保障とを訴える中高年女性の「老後保障運動」、そしてその過程にみられた、高齢期の生活を規定する社会的な枠組みへと関心を深める「老後問題学習」は、多くの社会教育関係者が注目したものだといえよう²⁴⁾。それらの運動・学習のなかで、必ずしも同じ動機、方向性をもつものではないが、時期や形態等の面で連帶した動きをみせた「高齢者運動」²⁵⁾、およびその過程でみられた高齢者の学習活動を意義づける議論もあったのである。

「高齢者運動」は主として経済的保障と医療保障の状況改善について、政府に対する直接要求の運動を行うもので、主な担い手は失業対策事業に働く高齢労働者や各労働組合が組織化した退職者集団であった。あるいはま

た、老人福祉法に基づき各地の保健所等で行われてきた老人定期検診活動を通じて結成された、医師や中高年女性などを中心とする地域的集団などもあった。これら各組織のなかで積極的な学習活動がなされたことは『月刊社会教育』誌でもとりあげられ²⁶⁾、 “老後世代の学習と運動は、多くの可能性をもっているといえよう。とくに、今まで「対策」の対象として、教養や娯楽をサービスされ、自己もまたそれに甘んじてきた以って非なる学習の域を越えて、みずからの具体的な生活課題の根源をとらえ、解決を迫っていく集団的・組織的な運動にまで高まっていること、その過程で、生きる権利をもつ主体として、あるべき社会保障の思想を体現しつつあることは明らかである。”²⁷⁾などと評価されてもいたのである。

なお、副田としてもそうした動向には注目していたのであり、“あるのは、老人たちのエゴセントリズムだけである。”と評価した上で、現在社会の構造と制度の学習、自己の内部の前近代性の克服に関わる学習の必要性を説いている²⁸⁾。

いずれにしても、運動のなかにみられた学習を意義づける議論は、そこでの個々人の認識変容の過程を丁寧に記述する一方で、時間、予算、場所、人員などの条件が限られたとき、また他に優先すべきと思われるような支援の対象や方法、内容があるとき、どのような学習を支援するのか、といった議論には与しない。また、運動に明確な達成目標があり、学習が目標達成の手段となればなおさら、目標に達した時点で、議論の対象としてはとらえ難くなるのであり、高齢者教育事業を推進するような議論には成り得なかったといえるのだろう。

III 「老人対策事業」をめぐる議論への展開

那須や副田らの高齢者の教育・学習についての議論は、以上のように社会教育の領域に持ち込まれる他に、老人福祉の方向性を議論する様々な公的・私的な場にも持ち込まれている。

たとえば先述の1968年の老人問題小委員会の意見書をうけて、1970年には厚生省の主唱により「豊かな老後のための国民会議」が開催される。この「国民会議」には、那須や副田のほか、後に副田とともに国立社会教育研修所での高齢者教育に関する研修講義を担当することになる橋覚勝や、後述するように、高齢化社会における社会教育の課題を議論することになる松原治郎らも出席していた。この場で様々な観点から老後・老人問題の解決に資する社会教育への期待が示され、“70年代に達成すべき目標”の一つとして、“老後の生活に関する理解を深め、世代の連帯をたかめるための各種教育の徹底”を掲げる「宣言」が起草される²⁹⁾。この「宣言」は同年の中

央社会福祉審議会報告「老人問題に関する総合的施策について」の基調をなすこととなり、各省庁の老人に関する施策を総合的に調整する「老人対策室」の設置が構想されることになるのである。

また「国民會議」の後、類似の集会が各地で催され、先述の「老後問題学習」や「老後保障運動」を行うグループも発足する³⁰⁾。1973年の「老人医療無料化」(70才以上の者を対象とする老人医療費支給制度の全国実施)や全国初の老人専門病院の設立および付設機関としての東京都老人総合研究所の設立などはそれらのグループによる運動・学習の「成果」ともいえよう。

この東京都老人総合研究所は那須、副田を客員研究員に迎え、老人に関する学際的な研究成果の場として『社会老年学』を編集・刊行するが、発刊の辞を述べた那須は、「老人と生涯教育」に関する研究の必要性に言及³¹⁾、また1973年の日本老年社会科学総会は、那須の発意により、シンポジウムのテーマを「生涯教育における高齢者の課題」とする³²⁾。

朝日新聞に「高齢化社会がやってくる」、毎日新聞に「スープの冷めない距離」などというキャッチコピーが登場し、『恍惚の人』(有吉佐和子著、1972.)が一大ベストセラーとなるなど那須、副田らの議論は³³⁾社会教育関係者の議論を盛り上げるより以上に世論を高め、社会教育行政の範囲より広いところで議論の場をつくるのである。

A 対老人施策の開始と高齢者教室の運営論

上述の老人対策室は、1973年、内閣総理大臣官房に設置されるに至るが、他にこのとき、関係行政機関の職員からなる老人対策本部、民間の識者からなる老人問題懇談会、が総理府に設置される。この老人問題懇談会の委員に任命されて、教育・学習の観点からの議論の提起と現状の報告を担当したのが、塚本哲人(第一次懇談会、1973~1980年)と松原治郎(第二次懇談会、1980~1983年)であった³⁴⁾。

この老人対策室以下の組織体制のもとで各省庁が対老人事業を開始し、文部省においても、厚生省などとともに、「老後生活の充実」のための施策の一環として、高齢者教室の拡充に努めることとなる。そして必然的に、高齢者教室の趣旨や実態、内容について、他局および他省庁に対し説明する任務を負った塚本、松原ほか社会教育行政関係者を中心とする議論が展開する。その議論には“問題を狭い意味での教育政策の範囲にとどめないでいわゆる老人関係施策の全体の中で教育的効果を期待できる各省の施策を十分に自らの視野にいれて整理すること”³⁵⁾が求められたのであり、議論の場も、『社会教育』

誌上ののみならず、他局関係者の目線を念頭においた議論の場として『文部時報』および他省庁との情報交換・連絡調整の場として『季刊老人問題』(老人対策室編集・発行、1876年~)誌上へと広がることとなるのである。

文部省が市町村が開設する「高齢者教室」に対する補助事業を開始した1973年、『社会教育』(9月号・特集「高齢者の学習」)誌では、先述の那須の議論とともに、以前より“社会教育行政はもっと自らの教育的能力をきびしく点検し、その能力の範囲において可能な成人教育施策を講ずる必要”があることを説き、プログラム編成は“有用性、現実性、こそが至上である”³⁶⁾と強調してきた岡本包治の論文を掲載する。

岡本はいくつかの教育委員会で実施した学級・講座の内容を例示しつつ議論を進めるのであるが、この当時、高齢者教育事業の基礎資料として、文部省から全国の教育委員会に配付されていたものが、文部省社会教育局編『高齢者に対する社会教育事業の事例集』1972.である。ここに収められた各教育委員会からの報告文書には、事業を企画した論拠にしても事業の成果に関しても老人クラブの存在に言及するものが多く³⁷⁾、“福祉行政との関連で、老人クラブの運営組織と教育組織について検討を加える必要もある。”(山形県藤島町福寿大学、p.58)，というような、高齢者学級と老人クラブ、社会教育行政と老人福祉行政との関連性を問う記述もみられる。

また、岡本のほか社会教育審議会専門委員の日高幸男らによって「高齢者教室と老人クラブ運営の手引き」³⁸⁾が執筆・刊行されるなど、高齢者の学習支援の形態としても高齢者教室と老人クラブが比較・並列して論じられる状況にあって、塚本はたびたび、社会教育事業としての高齢者教育事業と、既に行われていた老人福祉事業との関連性を説明する。それはたとえば、“高齢者の社会教育は、あくまで高齢者自身の個人的な人間形成にかかる教育的営みであり、そこに大きな意義を認めるべきであって、その目的もそれ以上に出るものではない。老人相互の交流を目的として、自ら研修活動を含む老人クラブの目的との厳密な意味での相違点は、ここにあるものと考える。つまり、高齢者の社会教育は、老人福祉と区別される固有の課題と領域があることを明確にする必要がある。”³⁹⁾などという議論であった。

また、この『事例集』には、高齢者教室の運営上の工夫あるいは今後の課題として、高齢者の「層化」の問題に言及する文面も多い。たとえば、“年齢層の違いから学習内容と方法について希望の一致しないことがある。理想的に層別化して学習できるかどうか研究問題である。”(新潟県分水町長寿大学、p.123)などと、参加者の身体的、生理的な条件、興味関心の違いから学級の運

営上の方針を確定したり効率的な運営を遂行することが困難になっているところは多く、その「多様性の解消」のために、年齢による層化の必要性が認識されているのである。

こうした点についても塚本は、高齢期を想定される生活上の課題に即して、再雇用や定年制の延長が課題となる前期、扶養の問題が顕在化していく中期、社会福祉的配慮を要する後期、の3期に区分し、“集合学習をしやすい条件をもっているし、学習意欲も高い”という「中期」の層に高齢者教育事業の対象を絞るべきことを述べる⁴⁰⁾。

こうした、予め教育・学習環境の整備に効果をあげうる範囲を限定する議論は、現状の課題を整理し、また今後の運営の具体相を描くための枠組みとしては、有用であり、また必要な議論だといえる。けれども社会教育行政の整備する学習機会とそこに想定される高齢者層に対し、その範疇から程遠いところにあるような「高齢者」の存在に目を向ける場合には、たとえば次のような疑問や不満が示されてもいた。

“高齢になって生きる意欲も失い、もはや天寿を全うしかけて、ただ静かに死を待つばかりという姿をみかけると、「これも高齢者である。高齢者教育というからには、このような高齢者も教育の対象である。はたしてこれまで高齢者教育は可能なのだろうか。」といった疑問が生じ”る。“おそらく、現在の社会教育で行われている高齢者教育は、高齢者学級や老人大学を開けば必ずといってよいほど盛況であるし、高齢者にも喜ばれている。したがって、何をあらためて高齢者教育の可能性などを追求する必要はない。といった安易な空気が流れているように思えてならない。しかし、現在の初步的高齢者教育がある程度まで普及すれば、ゆきづまりが見えており、もはやその状態を見込んで本格的な高齢者教育の構想を立てなければならない時期にきていているといつてもよいようと思われる。”⁴¹⁾

B 対老人施策の変化と高齢者人材活用論

以上のように社会教育の領域で高齢者教育への言及が増えつつあった一方で、老人対策室のもとで展開される諸施策の中心的なテーマとなり、『季刊老人問題』の紙面を埋めていったのは、中・高年齢者の雇用・就労問題に関する論文や各種調査統計資料であった。1973年秋のオイルショックに端を発した雇用情勢の悪化が長引き、特に中・高年齢者の雇用促進が優先課題にすえられるのである。

また、同じく1973年に実現をみた「老人医療無料化」だが、その結果は、70歳以上高齢者の受療率を大幅に増

加させ、老人福祉費総額の6割以上を老人医療費が占めることになるなど、他の医療保険各制度の運用との間に不均衡を生じさせる⁴²⁾。オイルショックを契機に国の歳入予算の増額がしばらく見込めないと予測されるなかで、財政制度審議会は、“老人医療については、老人を多くかかえている前述の国民健康保険等の財政上の問題のほか、医療供給面でも問題が生じており、老人に対する医療保障制度のあり方が、今日、各方面から問い合わせられている。”⁴³⁾とし、適正な自己負担の導入の検討を求める文書を発表する。

そして1975年には「三木首相への私的提言」と銘打った「生涯設計計画」構想が発表され、“これまでの福祉の理念の背後には、しばしば一種の抵抗の思想があった。つまり福祉要求もまた、搾取されている庶民の側からの抵抗の一形態であり、権利の回復であるとする考え方があった。”“抵抗としての福祉要求の発想に押し流されて、個人個人の主体性をむしろ希薄化し、社会システムに過重な負担をかけていることは否定しがたいように思われる。”⁴⁴⁾と述べるなど、「福祉見直し」の議論を活発化させる。

こうして老人福祉に関する議論は、それまでのように文部行政を含む総合的な施策の必要性を説くのとは異なり、「老人医療無料化」を最たる批判・検討対象として、社会経済の再建のための実際的・技術的な議論に絞られていくのである。

この「福祉見直し」の議論の最中に構想・策定されるのが「第三次雇用対策基本計画」であり、60歳までについては企業の定年延長の促進等により雇用の安定に努めること、60~64歳については定年後の再雇用、勤務延長を含め再就職を促進すること、65歳以上層については能力に対応して社会参加の機会の確保に努めること、がその柱として盛り込まれた⁴⁵⁾。この計画の構想・策定・実施をめぐって、企業内における定年延長に向けた制度的工夫や、中・高年齢者の適職開発に向けた技術的工夫や「職業訓練」のあり方についての議論が活発化したのであるが、そうしたなかで「退職準備教育」という観点から高齢者の教育・学習を意義づけ、社会教育事業としての取り組むべき領域であると示唆するような議論もあつた⁴⁶⁾。

福祉施策に関する議論を隣接領域として着手された高齢者教育事業は、労働施策に関する議論を隣接領域として拡充が図られることになるのである。

1976年、『社会教育』（8月号・特集「高齢者と社会教育」）には、「生涯設計計画」の構想者の一人であり、中高年齢者の「能力開発」の重要性と、「退職準備教育」の意義を論じる松原治郎の論稿が掲載される。

既に婦人教育や家庭教育における学習内容編成の枠組みとして「家庭の生活設計」や「家族周期」の考え方を提起し、それに対する社会教育関係者からの批判にも応えてきた⁴⁸⁾松原であるが、このときには主として企業人・中高年男性を念頭においていた“(イ)五十五～五十九歳の「向老期」(ロ)六十～六十四歳の「初老期」(ハ)六十五～六十九歳の「中老期」そして(ニ)七〇歳以上の「高老期」”の4段階について、その時々に直面するであろう「課題」を挙げたうえで、“各ステージごとの特質をつかみつつ、それに対応する学習課題と、そのための教育態勢を考える必要”⁴⁹⁾が論じられたのである。それは同時に、“高年齢期に入ってから出発させたのでは遅いのである。”“本格的な老齢期に入る前に、個人的な趣味に関する基礎学習をしておく必要があり、そのための多様な学級・講座が、社会教育場面で提供されるべきである。”⁵⁰⁾との考えに基づくものでもあった。

先述の塚本の区分でいう「前期」以前の教育・学習を意義づける議論であり、塚本が“この期の高齢者の多くは、高齢とはいって一定の職業をもち、その他の用務も多く、集合学習に適した条件をもっていない。したがって学級・講座の事業の対象にはなりにくいのではないか。展示・相談・広報などの新しい事業のタイプを今後開発すべきである。”⁵¹⁾と述べ、また、岡本が“能力を上まわる事業量、事業内容”⁵²⁾と判断した次元での議論でもあったのである。

また1975年、東京都は「高齢者事業団」を発足させる。その趣旨は、事業対象者の年齢の上限は設けず、生計のための雇用とは異なる意味、“広義の意味で、知識、経験を發揮して働くことを望んでいる人達にその機会を確保することをめざすもの”⁵³⁾とされた。「雇用」の意味内容を、企業の観点からではなく、高齢者の観点からとらえ、自治体として具体的な取り組みを開始したことは、社会教育事業の可能性という観点からも着目し得るものであったといえよう。

そして1978年、文部省は、“高齢者の社会的役割を高めるとともに、社会教育における指導層の充実を図るために、すぐれた知識、技能を有する高齢者を募り、必要な研修を行い、社会教育活動の指導者として派遣する”⁵⁴⁾との趣旨から、地方自治体が実施する「高齢者人材活用事業」に対する補助事業を開始する。

生計のためではないという趣旨前提と、「人材」の「登録・派遣」という形態・方法の面において、東京都の「高齢者事業団」の事業と類似するもので、また、既に他の省庁でも各々高齢者の「能力活用」のための施策に着手していたなかでの開始であった⁵⁵⁾。各々で「活用の場」を開拓・所管することの非効率が指摘され、施策の一元

化の必要性が説かれるようななかで、『社会教育』(1979年10月号・特集「高齢者的人材活用」)では、この事業の意義について、一連の「高齢者雇用促進対策」や「高齢者事業団」の取り組みと比較対照しながら説明された。たとえば、組織的活動に「高齢者事業団」の事業、個人的活動に「高齢者人材活用事業」がそれぞれ対応し、ともに“「高齢者の社会参加」を推進する戦略的な意味をもつ”などと位置づけられたのである⁵⁶⁾。

IV おわりに

老人対策室は1979年、『高齢者問題の現状—迫り来る高齢化社会』(総理府編、大蔵省印刷局発行)をとりまとめる。そして同年、『文部時報』(1979年2月号)は特集テーマに「高齢者教育の振興」を設定し、主婦から大学学長まで、様々な論者の様々なレベルの「議論」を掲載する。

老人医療費の増加による福祉財政に関する懸念や、労働力人口の高齢化に伴い生じる主として企業経営上の困難に関する懸念、人口構造の高齢化に伴って増大する若年世代の経済的・精神的負担に関する懸念などが示され、世論のレベルでも国政のレベルでも対老人施策への関心が高まっていった1970年代は、各々の観点からの議論の位相を整理したり、ある「争点」を掘下げる理論的作業よりも、懸念を訴え、事業を意義づけ、具体的対応策を講じることが急務となったといえよう。議論の深まりや一貫性よりも、広まりや分かりやすさが、高齢者教育事業の推進力となったのである。そしてその過程では、「役割の取得」「余暇の充実」などと極めて個人的な価値観に関わる領域が、限られた財政状況のなかでなぜ政策的な課題となるのかを説くよりも、社会・経済的な観点からの効用を説くことの方が、はるかに適当だったといえよう。

そして、健康の維持促進のため、労働力(生計のためのみならず)の再開発のため、世代間の相互理解を図るため、等々、様々な懸念に対応する教育・学習の意義が、「高齢(化)社会における社会教育の課題」として論じられることとなる。

論者の主要な問題関心はどうあれ、高齢者の教育・学習の意義を、漠然とした「将来」への備えとして、あるいは「他世代」や「社会」にとって意味あるものとして位置づける、その立論のあり方が広く共有されるようになるのである。

1) 池田秀男 “高齢者の生涯学習支援哲学－理論図式の確立を目指して－”<『安田女子大学大学院博士課

- 程開設記念論文集』安田女子大学, 1997. p. 81. >
- 2) 文部省社会教育局『社会教育局の仕事のあらまし』昭和46年7月, p. 34.
 - 3) 意見書全文は、全国社会福祉協議会編『社会福祉関係資料集 これからの老人福祉施策』1978. p. 46-55.
 - 4) 那須宗一『老人世代論—老人福祉の理論と現状分析—』芦書房, 1962. は日本ではじめて「老人世代」の語を用いた著書だとされる。
 - 5) 副田義也“老年世代論の基本的枠組み”<東京都老人総合研究所『社会老年学』(No. 1) 1975. p. 3-18. >, 副田義也編『講座老年社会学 I 老年世代論』垣内出版, 1981. 等々。
 - 6) 那須宗一“老親の役割構造”<小山隆編著『現代家族の役割構造—夫婦・親子の期待と現実—』培風館, 1967. p. 269-292. >
 - 7) 那須宗一“日本の老人問題”『社会教育』1968年8月号. p. 10.
 - 8) 那須宗一“現代社会と老人の家族変動”<那須宗一・増田光吉編著『講座日本の老人3老人と家族の社会学』垣内出版, 1972. p. 22-23. >
 - 9) 副田義也“現代日本社会における老人問題”<『日本社会事業大学研究紀要』(特輯号), 1960. p. 79-84. >, “老人の欲求一大都市中流階層と下流階層の上の老人の場合一”<『社会福祉学』第1巻第1号, 1960. p. 129-158. >
 - 10) 那須宗一“老後の生活構造の変化と社会的参加”『月刊社会教育』1970年11月号. p. 60-62.
 - 11) 副田“老年世代論の基本的枠組み”, 前掲, p. 13-14.
 - 12) 副田, 同上, p. 3.
 - 13) 大道安次郎『老人社会学の展開』ミネルヴァ書房1966. p. 213-237., p. 243-254. L·C·ミ チエロンの「ニュー・レジャー・クラス」(新余暇階級)を援用するが, 1969年版『国民生活白書』が“余暇がはじめて大衆のものとなった”(p. 175.)と述べたような, 社会全体を特質づけるタームとしての「余暇」, また, T·ヴェブレンの「レジャー・クラス」(有閑階級)とも区別される旨が述べられている。
 - 14) 1977年の日本社会教育学会の年報テーマは「社会教育とマスコミ」であるが, “社会教育学会は, 既に一九六八年頃から既成の成人教育のジャンル以外で, 成人の学習関心が潜在的にひろく存在することを発見し, マスコミとのかかわりの研究を含む成人学習への多面的アプローチの必要を強調してきたのである。”(まえがき)
 - 15) 江橋慎四郎“余暇生活における社会教育の責任”『社会教育』1968年8月号. p. 17. たとえば垣内芳子“レクリエーション—「生涯教育問題」の一課題として—”<碓井正久編『社会教育の方法』(日本社会教育学会編『日本の社会教育』第17集) 東洋館出版社, 1973. p. 136-147. >, 野島正也“老人の余暇欲求に関する一考察—興味発達過程分析序説—”<東京都老人総合研究所『社会老年学』(No. 1) 1975. p. 49-57. >などはその初期のものとして注目される。
 - 16) 宮坂広作“余暇と社会教育”<碓井正久編『教育学叢書第16巻社会教育』第一法規, 1970. p. 201-233. >
 - 17) 那須は余暇の過ごし方を個人中心, 家庭中心, 地域中心に分けて議論をすすめるが, “個人本位の自由と孤独を楽しむ趣味的活動は, 老年期の自由時間に基調をおいた主体的で創造的な個人の喜びであり, 老人の余暇活動の特質がそこにあるようにも思われる。”(那須宗一“生涯教育と老人”<持田栄一『生涯教育論—その構想と批判—』明治図書出版, 1971. p. 192. >)と述べるように, 本来的には個人中心の余暇を重視する立場にあるのではないかと考えられる。
 - 18) 津高正文“社会教育審議会「中間発表」をどう読んだか”『月刊社会教育』1971年3月号. p. 53.
 - 19) 駒田錦一“権利としての成人教育”『社会教育』1972年11月号. p. 13.
 - 20) 沢田徹“世界成人教育東京会議について”『文部時報』1972年10月号. p. 51.
 - 21) 副田義也“概説・主体的な老年像を求めて”『現代のエスプリ』(126老年), 至文堂, 1978. p. 8.
 - 22) 副田義也“老年期の学習と教育”『現代のエスプリ』(126老年) 至文堂, 1978. p. 95.
 - 23) 横山宏“「老人学級」を考える視点”『月刊社会教育』1970年10月号. p. 15.
 - 24) 全体的な動向は, たとえば, 戦後社会教育実践史刊行委員会『戦後社会教育実践史 第3巻開発政策に抗する社会教育』1974. などにまとめられている。特に中高年女性の運動や「老後問題学習」に関しての著作は多々あるが, ここでは, 室俊司“戦後日本婦人の自己形成—家庭婦人の学習と実践の発展過程を中心にして—”<国民教育研究所編『戦後日本国民の自己形成』日本教職員組合, 1967. >を挙げる。
 - 25) 「老後保障運動」「高齢者運動」などの語は, 使用する論者によって, 若干意味内容が異なるが, 前者は高齢者以外の人々が主な担い手となった運動を, 後者は高齢者自身が中心となった運動を指すことが多い。当事者の記録文書として, 上坪陽編『高齢者運動宣言』自治体研究社, 1988., 研究論文として, 副田あけみ“高齢者の社会運動”<副田義也編著『日

- 本文化と老年世代』中央法規出版, p.405-446. >など。
- 26) 富士貴士夫 “人権意識を深める高令者学習” 1973年9月号 (特集「社会教育と社会福祉」). p. 36-41., 斎藤定信 “年金ストと労働者の学習” 同. p. 42-47., 古宮杜司男 “憲法制定世代の使命に燃えて—行動に起ちあがった老人たち—” 1975年9月号 (特集「老後問題と社会教育」). p.25-31. など。
 - 27) 田辺信一 “老後—その生活と学習”<吉田昇・碓井正久・田辺信一編『成人 人間のための教育5』日本放送出版会, 1973. p.255. >
 - 28) 副田義也 “老年期の教育”『社会教育』1971年9月号. p. 8-9.
 - 29) この「国民会議」は、時の総理大臣や皇太子夫妻が出席し、その様子を新聞やテレビ等で全国に報道するなど、幅広い層に「老後・老人問題」を訴える意図をもった企画でもあった。設置された「家庭」「地域社会」「健康」など7つの部会でそれぞれ様々な社会教育に対する要望が出された。宣言に関しては、“単に政府に対する要望決議にしてはいけない。国民自身の決意を表明するという立場をとって、教育の場で老人問題を考えるという方向が出て来た。たしかによい方向が出ました”(p.215)との評価がなされている。詳細は、豊かな老後のための国民会議委員会『豊かな老後のための国民会議報告書』1971.
 - 30) 社会教育関係者が注目した団体でいえば、「小金井老後問題研究会」や「調布市豊かな老後のための市民会議」などがあげられる。詳細は、豊かな老後のための国民運動同志会『手づくりの老後—10年の歩み』1981., 小金井老後問題研究会『老後を考える10年間のあゆみの記録』1982. など。
 - 31) 那須宗一 “発刊の辞”『社会老年学』(No. 1) 1975, p. 1. ただし、その後掲載された論文に、「教育・学習」に関するものは殆どない。
 - 32) 日本老年社会学会『第15回日本老年社会学会総会報告』1973. p.10-12. 那須のほかに、小林文成、塚本哲、大橋綾子など、既に『社会教育』誌に紹介された「先駆的実践」の指導者らがシンポジストとして参加した。
 - 33) 『月刊社会教育』誌には、“有吉佐和子によって、…われわれは、「老い」を自らにひきつけて、日常性の中で考える新しい視点をえたのではないだろうか”との書評が掲載される。(“今月の本棚”『月刊社会教育』1972年10月号. p.60-61.)
 - 34) 老人対策室の発足の経緯から所掌事務の内容、懇談会の議事の具体的な内容など、詳細については、総務
- 府長官官房老人対策室編・発行『老人対策室20年の歩み』1993.
- 35) 湯上二郎 “生涯教育と高齢者”『季刊老人問題』第1卷第3号. 1977. p.24.
 - 36) 岡本包治 “成人教育の考え方—生涯教育の観点から—”『社会教育』1969年8月号. p. 2-5.
 - 37) 企画した経緯として、“老人クラブ会長等の要請により準備運営委員会を構成,” (山梨県八田村高齢者学級, p.149) などと老人クラブの積極的な働きかけがあったと述べたり、「対象」には“学級生は老人クラブ代表者 (2人×39クラブ=78人) とした。但し、学習内容、方法に応じ、適宜一般老人にも公開した”(熊本県小川町高齢者学級, p.309.) などと老人クラブ会員を想定する事例が多く、また、事業の成果を“講座後自分の所属する老人クラブで生かそうとするもの、または未組織の地域で老人クラブを作ろうとする動きもはじまっている。”(滋賀県大津市高齢者大学講座, p.190) などと老人クラブへの波及効果にみる記述が多い。
 - 38) 日高幸男・岡本包治・松本伸夫監修『老人と学習』日常出版, 1975. を指す。
 - 39) 塚本哲人 “高齢者人材活用の意義と目的”『社会教育』1979年10月号, p. 7-8. “高齢者の社会教育”『文部時報』1972年10月号. や “日本の老人問題”『季刊老人問題』第1卷第1号. などでも、老人福祉事業と区別される社会教育事業としての「生きがい対策」の意義を論じている。
 - 40) 塚本哲人 “高齢者の社会教育”『文部時報』1972年10月号. p.40-41.
 - 41) 山本恒夫 “高齢者教育の可能性”<辻功編著『教育学研究全集第10巻 生涯教育の可能性』第一法規出版, 1976. p.218. p.239. >
 - 42) 1960年代、70年代の老人医療費や受領者数の推移については、河治明夫「老人に関する保健・医療の現状」『季刊老人問題』第3巻第1号, p.17-27. を、国家予算における社会保障関係費、社会保障関係費における社会福祉費、社会福祉費における老人福祉費、老人福祉費における老人医療費の位置づけと構造変化の意味については、石見恭子“老人福祉行財政の現状と課題—国家予算における老人福祉費の動向—”<西村勲・吉村鶴道編『高齢化社会の社会政策 社会政策学会研究大会社会政策叢書第Ⅲ集』1982. p.177-202. >を参照。
 - 43) “社会保障についての報告”『昭和五一年版国予算』p.1140.
 - 44) 村上泰亮・蟻山昌一・鈴木淑夫 “福祉をこう考え

- る”<日本経済新聞社編『福祉論争 ライフサイクル計画をめぐって』1976. p. 9–13. >
- 45) 小粥義朗 “高年齢者雇用の現状と対策”『季刊老人問題』第1巻第1号. p.26–27. 労働省職業安定局の取り組みとして、清水傳雄『高年齢者雇用対策の展開』労働法令協会, 1991. p.166–172.
なお、中・高年齢者の雇用の促進が進む反面で、「雇用になじまない」高齢者の生活保障の要求は高まりを見せ、社会教育研究においてもしばしばその運動の過程が意義づけられるのであるが、その動向については、労働省職業安定局失業対策部『失業対策事業三十年史』1980. p.315–403.
- 46) 松山美保子『産業ジェロントロジー 中高年の適職開発はどうあるべきか』日本経営出版会, 1976.
松原治郎・松山美保子編『企業の中高年危機』日本経済新聞社, 1977. など。
- 48) 松原治郎 “家庭における生活設計の発想とその問題点”(対談、聞き手・湯上二郎)『社会教育』1968年6月号. p.20–30. 松原の他、奥田道大、山手茂などの論稿も収録されたものとして、文部省社会教育局『家庭の生活設計』1968.
- 49) 松原治郎 “高齢化社会の教育課題”『社会教育』1976年8月号. p. 5–10. この論文の殆どが、松原“誰でも安心して老後を送れる社会”<村上泰亮・蝶山昌一他『生涯設計計画』1975. p.237–239. >での文言と合致する。
- 50) 松原“「高齢化社会の教育課題」, 同上. 原芳男“誰でも、どこでも、いつからでも学べる教育制度”<村上・蝶山他, 同上, p.284. >においても、“よりよき老後の生活は、それ以前の継続的な老後のための学習活動によってのみ与えられる”と述べられている。
- 51) 塚本哲人 “高齢者の社会教育”『文部時報』, 前掲, p.40
- 52) 岡本包治「成人教育の考え方—生涯教育の観点から—」『社会教育』, 前掲, p. 4.
- 47) 小山昭作『高齢者事業団』硯文社, 1980. p.188
- 53) 昭和五二・二・十五・文社社第十四号 文部大臣裁定（昭和五三・六改正）地方社会教育活動費補助金交付要綱 別記7生涯教育地域活動促進費補助実施要領
- 54) 小山昭作, 前掲, p.346–350. “高齢者のマンパワーに着目した国の施策”として、厚生省の高齢者能力活用推進事業、いきがい創造事業、農水省の農家高齢者生活開発パイロット事業、農村高齢者活動促進事業、等々があげられている。
- 55) 野島正也 “高齢者人材活用事業の実態と課題”『社会教育』1979年10月号. p.11–16.